

## 2 自治的(地方分権型)道州制の推進について

(内閣府, 総務省)

### 提案の要旨

#### 自治的(地方分権型)道州制に向けた取組の推進

### 現状及び課題

#### 【現 状】

国においては、平成18年2月に出された第28次地方制度調査会の答申を受け、本年1月に、特命担当大臣(道州制担当)の下に「道州制ビジョン懇談会」を新設し、道州制の導入に関する基本的事項について、本格的な議論が始められたところである。

また、これに先立ち、全国知事会においても、本年1月に「道州制導入に関する基本的な考え方」をとりまとめ、道州制は地方分権を推進するためのものでなければならないことや国と地方の役割分担の明確化に当たっては、「地方支分部局」の廃止のみならず、「中央省庁」の解体再編を含めた中央政府の見直しを伴うものでなければならないことなどを盛り込んだ道州制の7つの基本原則を提示したところである。

一方で、本県においては、既に平成16年11月に「分権改革推進計画」を策定し、今後の新たな広域自治体の姿として、早期に自治的(地方分権型)道州制を目指すべきとの考え方を提示するとともに、この実現に向けて、官民一体となった気運醸成の取組を進めているところである。

#### 【課 題】

道州制については、これまで多くの提言がなされているにも関わらず、制度概念が統一されていないことから、今後、国において策定されるビジョンにおいては、道州制が、国家的性格を有する機関(官治的道州制)や地方公共団体と国家的性格の両方を有する中間的な団体ではなく、現行の都道府県に代わる、より自主性、自立性の高い広域自治体であることを明確に定義づける必要がある。

また、導入に当たっては、内政に関わる事務・権限の大半を地方公共団体が担うことを前提とした制度設計を行うとともに、道州制が住民に身近なサービスを、できるだけ身近な地方公共団体において自主的かつ総合的に提供することを基本として行われる地方分権の究極の姿であることを念頭に置いて、国においても住民サービスの向上や質の高い行政サービスの実現を前提とした建設的な議論を進め、国民的な議論を喚起していくことが重要な課題である。

### これまでの取組状況及び前年度提案結果

#### 【取組状況】

- ・全国知事会において、「道州制導入に関する基本的な考え方」をとりまとめ、道州制に当たっての基本原則を提示(H19.1.18)
- ・道州制に向けた気運醸成を図るため、本県において「道州制シンポジウム」(H18.2.13, H19.2.6)や「地方分権懇話会」(年4回)を開催

#### 【前年度提案結果】

(制度提案)

## 提案の内容

道州制は、地方公共団体を広域自治体と基礎自治体の二層制とすることを前提に、現行の都道府県に代わる、より自主性、自立性の高い広域自治体として設置するものであることを、道州制ビジョンにおいて明確に定義づけること

導入に当たっては、まず、国の役割を真に国が果たすべきものに限定し、内政（社会資本整備、医療・福祉、雇用・労働、教育など国内における行政サービス全般）に関わる事務・権限の大半を地方公共団体に移譲することを前提とした検討を進めること

国と地方の役割分担を踏まえ、自主性・自立性が高く、道州間の大きな財政力格差を生じさせない新たな税財政制度を構築するとともに、利便性の向上や効率性といった観点から、国税及び地方税を通じた一元的な徴税体制を検討すること

道州制導入の意義や目的について、広く国民に情報提供するとともに、十分な理解を得られるよう、導入に向けた積極的な気運醸成を図ること。

### 【参考】全国知事会「道州制に関する基本的考え方（H19.1.18）」《抜粋》

（道州制の基本原則）

道州制の検討に当たっては、以下の基本的原則が前提とならなければならない。

- 1 道州制は地方分権を推進するためのものでなければならない。
- 2 道州は、都道府県に代わる広域自治体とし、地方自治体は道州と市町村の二層制とする。
- 3 国と地方の役割分担を抜本的に見直し、内政に関する事務は、基本的に地方に一貫して担うことで、地方において主体的かつ総合的な政策展開が可能となるものでなければならない。
- 4 役割分担の明確化に当たっては、事務の管理執行を担っている「地方支分部局」の廃止は当然のこと、企画立案を担っている「中央省庁」そのものの解体再編を含めた中央政府の見直しを伴うものでなければならない。
- 5 内政に関する事務について、道州に決定権を付与するため、国の法令の内容を基本的事項にとどめ、広範な条例制定権を確立しなければならない。
- 6 道州が地域の特性に応じ、自己決定と自己責任のもとで政策展開できるよう、国と地方の役割分担に応じた、自主性・自立性の高い地方税財政制度を構築しなければならない。
- 7 道州の区域については、国と地方双方のあり方の検討を踏まえて議論されるべきものであり、枠組の議論ばかり先行させるのではなく、地理的・歴史的・文化的条件や地方の意見を十分勘案して決定しなければならない。